

議 案 第 99 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月28日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、後期高齢者医療制度へ移行した被保険者の世帯に係る世帯別平等割額の減額措置を延長等するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、同号イ中「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であつて同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、「以下「特定世帯」という。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について
13,500円

第15条の4の2第1号中「次号に」を「次号又は第3号に」に改め、同条第2号中「の属する世帯」を「が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第15条第3号ウに規定する額
第19条第1項第1号イ(ア)中「(イ)に」を「(イ)又は(ウ)に」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯で

あつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について6,300円

第19条第1項第1号イに次のように加える。

- (ウ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について9,450円

第19条第1項第2号イ(ア)中「(イ)に」を「(イ)又は(ウ)に」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

- (イ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について4,500円

第19条第1項第2号イに次のように加える。

- (ウ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について6,750円

第19条第1項第3号イ(ア)中「(イ)に」を「(イ)又は(ウ)に」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

- (イ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯で

あつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について1,800円

第19条第1項第3号イに次のように加える。

- (ウ) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 1世帯について2,700円

附則第6項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例第15条、第15条の4の2及び第19条の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。